資料２－１

Ｊ－クレジット制度について

平成２６年２月７日

温対法に基づく事業者別排出係数の
算出方法等に係る検討会事務局

１．Ｊ－クレジット制度創設に伴う通達改正の概要

Jークレジット制度創設に伴う通達改正の概要について

・平成25年4月に国内クレジット制度及びJ－VER制度を統合してJークレジット制度を創設したことに伴い、温対法上の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に関する省令・告示を改正し、国内認証排出削減量の一つとしてJークレジット制度を追加する予定（平成26年2月目処）。
・これに併せて、通達「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」別紙7にもJークレジット制度を追加する。

別紙7

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる京都メカニズムクレジット等について

電気事業者の調整後二酸化炭素排出量の算定に用いることができる京都メカニズムクレジット等は、以下のとおりとする。

〇京都メカニズムクレジット　（略）

〇国内認証排出削減量
①　平成20年10月21日の地球温暖化対策推進本部決定に基づき実施された国内クレジット制度において認証をされた温室効果ガスの量
②　オフセット・クレジット制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量　（温室効果ガスが二酸化炭素以外の場合にあっては、地球の温暖化をもたらす程度から二酸化炭素の量に換算されたものとする。以下同じ。）の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体であって環境省が運営するものが、平成20年4月から平成25年3月までの間において、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量
③Jークレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し経済産業省、環境省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成25年4月から平成33年3月までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。））において認証をされた温室効果ガスの量

２．旧制度の概要及び実績

国内クレジット制度の概要について

○「国内クレジット制度」とは、大企業等による資金等の提供を通じて、**中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証**し、**大企業の自主行動計画の目標達成等のために活用**できる制度。

○「**ベースライン・アンド・クレジット**」の考え方に基づき温室効果ガス削減量を評価する。具体的な評価については、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに定められた**排出削減方法論（※）に基づいて算定**する。※68件の排出削減方法論が承認されている。

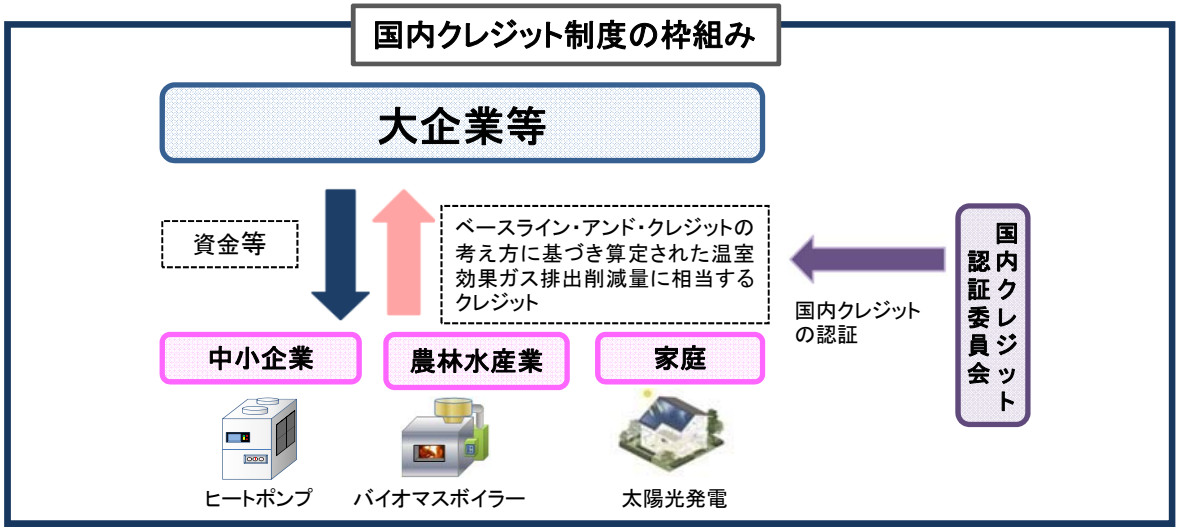

項目	内容
制度根拠	「京都議定書目標達成計画」（平成20年3月28日閣議決定）
制度運営事務局	経済産業省、環境省、農林水産省
制度期間	平成20年10月～平成25年3月
参加主体	自主行動計画非参加者である中小企業等
対象事業	温室効果ガスの排出削減事業
事業の申請先・申請方法	国内クレジット認証委員会へ申請 共同実施者との共同申請が必要
クレジットの用途	①自主行動計画の目標達成 ②温対法・省エネ法への活用 ③カーボン・オフセット等のCSR活動　等
承認事業計画数	1,466件(平成25年7月9日時点）
クレジット認証量	150.4万t-CO2　(2,432件)

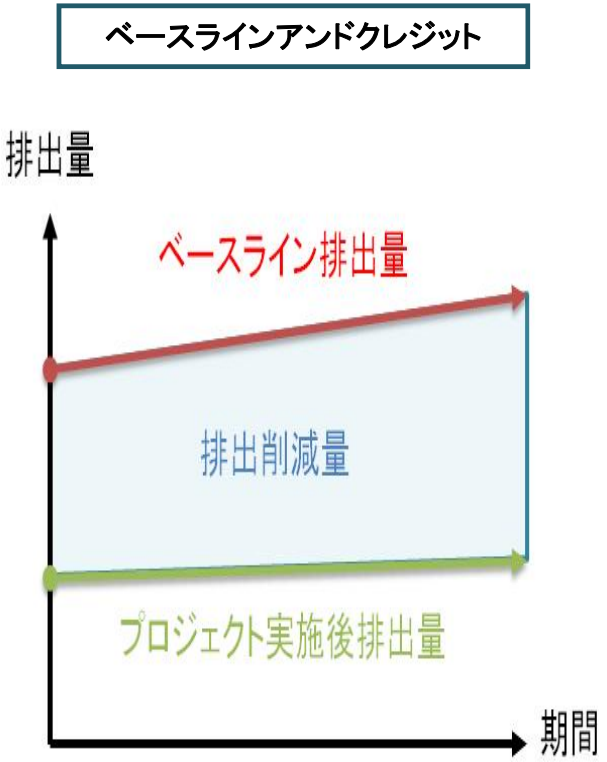

国内クレジット制度の認証段階における実施場所等について

2008年度の制度開始から、2012年度の制度終了までの期間において、
- 工場におけるボイラー設備の導入や、住宅における太陽光発電設備の導入が主流であった。
- 主要なセクターとしての共同実施者は、電力会社、商社であるものの、全体としては、オフセットプロバイダーの割合が高くなっている。

実施場所

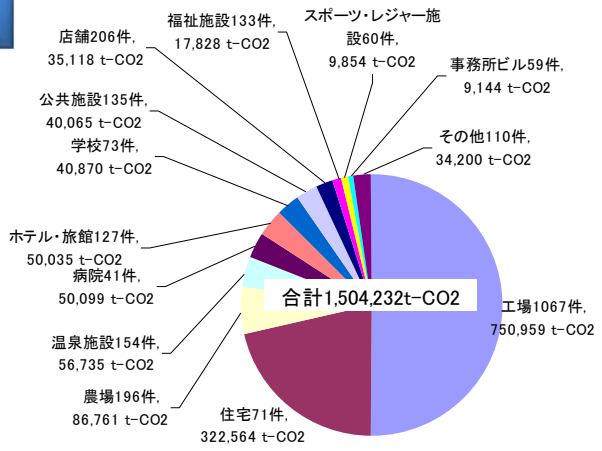

共同実施者の業種

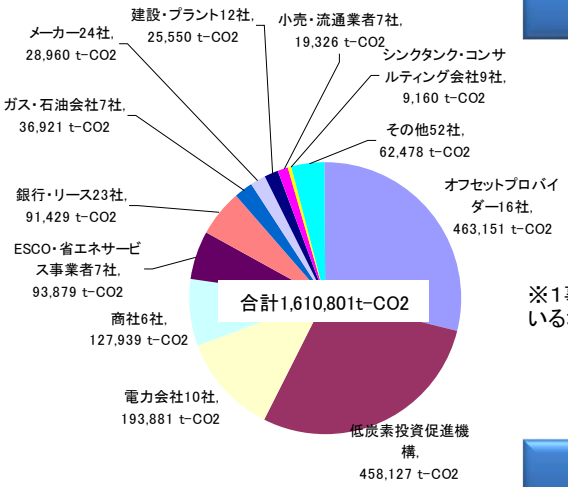

※1事業につき複数の共同実施者がいる場合は重複で計上

導入設備の種類

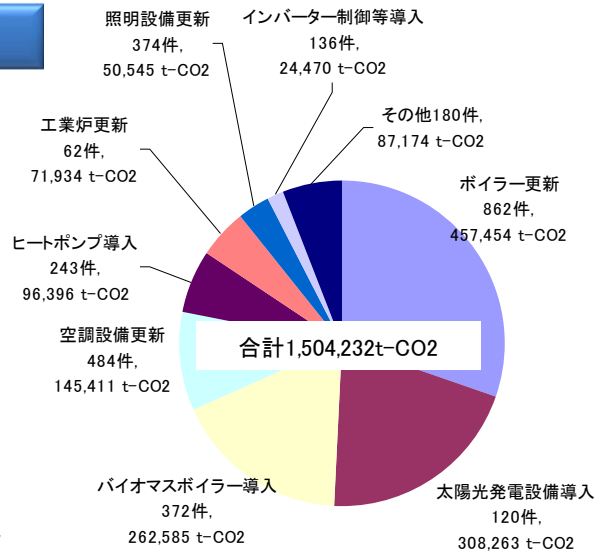

事業の地域

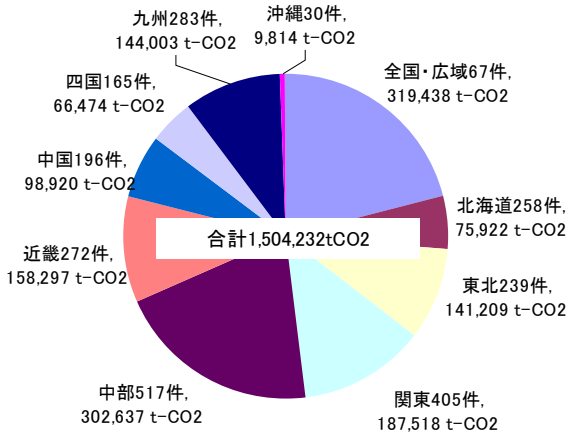

（出典）経済産業省作成

オフセット・クレジット(J-VER)制度の概要について

■環境省は、**カーボン・オフセット（自らの排出量を他の場所の削減量（クレジット等）で埋め合わせて相殺すること。）の仕組みを活用**して、国内における排出削減・吸収を一層促進するため、**国内で実施されるプロジェクトによる削減・吸収量を、オフセット用クレジット（J-VER）として認証する制度**を2008年11月からスタート。（「J-VER」＝「Japan-Verified emission reduction」）

■国際規格ISOに準拠した信頼性の高い認証制度として運営。

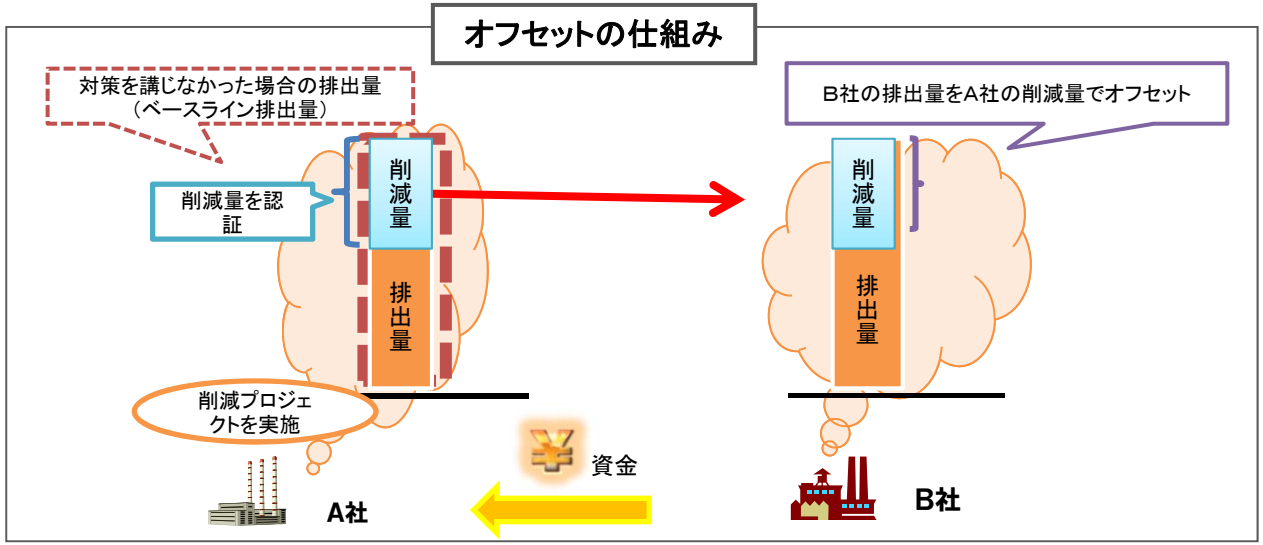

項目	内容
制度運営事務局	環境省
制度期間	平成20年11月～平成25年3月
参加主体	地方自治体、民間企業等
対象事業	温室効果ガスの排出削減事業 温室効果ガスの吸収事業
事業の申請先・申請方法	気候変動対策認証センター（委託先）に申請
クレジットの用途	①カーボン・オフセット ②温対法算定・報告・公表制度に活用
プロジェクト登録件数	251件(平成25年7月25日時点)
クレジット認証量	52.2万t-CO2（301件）

プロジェクト種類別登録プロジェクト数
（単位：件）

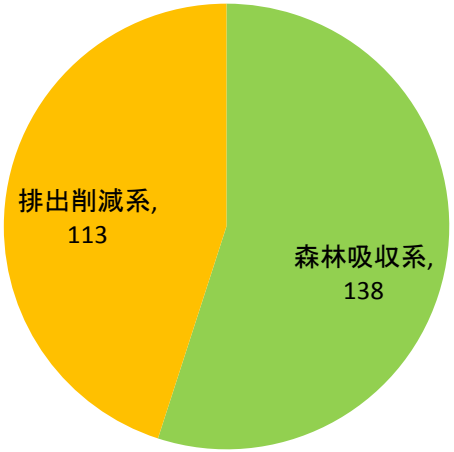

オフセット・クレジット（J-VER）制度　認証・登録等の状況について

○ 2013年7月時点で、J-VER制度に登録されているプロジェクトのうち、排出削減系は113件、林吸収系は138件。

○J－VERの認証量でみると、排出削減系は92,648 t-CO2、森林吸収系は429,927t-CO2。

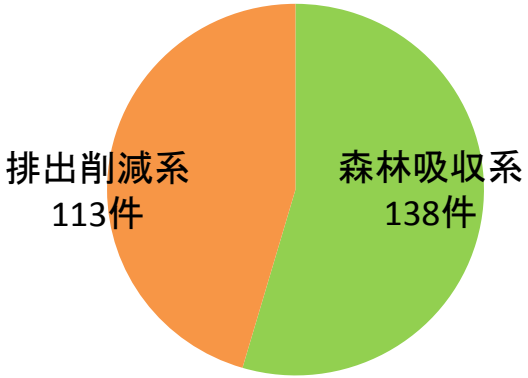

＜プロジェクト種類別登録プロジェクト数＞

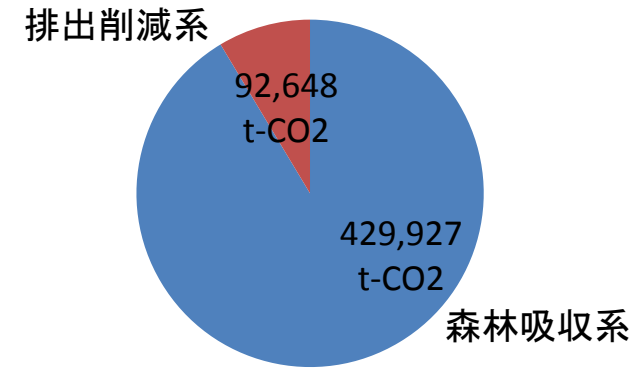

＜プロジェクト種類別クレジット認証量＞

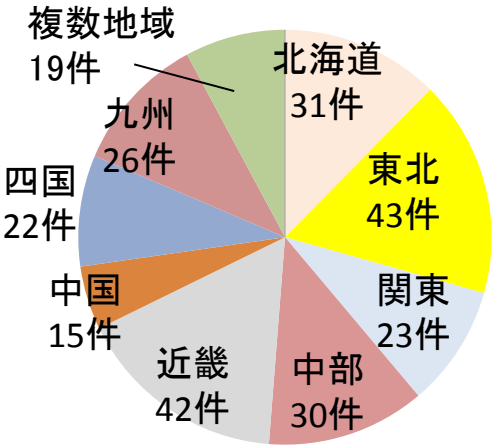

＜地域別登録プロジェクト数＞

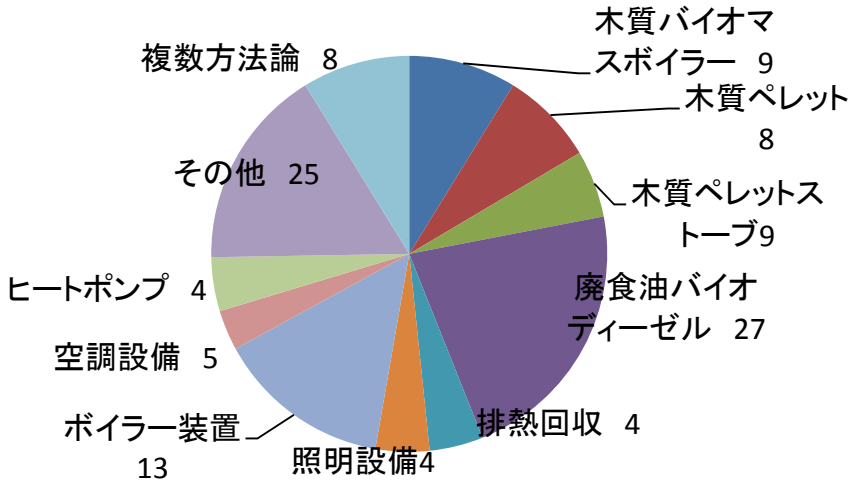

＜排出削減系・畜産系方法論別プロジェクト数　単位：件＞

（参考）　国内クレジット制度とJ-VER制度について①

	国内クレジット制度	オフセット・クレジット（J-VER）制度
制度の趣旨・目的	＜中小企業の排出削減対策の推進＞ 中小企業等の低炭素投資を促進し、温室効果ガスの排出削減を推進するため、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)の下、運用を開始したもの。 認証された国内クレジットは、主として大企業が自主行動計画の目標達成のために活用することを目的としている。	＜国民運動の展開 （カーボン・オフセットの取組を普及）＞ 国内における排出削減・吸収の取組を一層促進するため、国内プロジェクト由来の排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VER）として認証するもの。 認証されたJ-VERは、カーボン・オフセット(事業活動等における自らの排出量を他の場所の削減量(クレジット等)で埋め合わせて相殺すること)に活用することを目的としている。
制度創設時期	平成20年10月	平成20年11月
制度管理者	経済産業省・環境省・農林水産省	環境省
委員会構成	➢ 国内クレジット制度認証委員会	➢ 運営委員会（制度文書の決定等） ➢ 認証委員会（プロジェクト登録、削減・吸収量の認証等） ➢ 技術小委員会（方法論案の検討、審議等）

（参考）　国内クレジット制度とJ-VER制度について②

	国内クレジット制度	オフセット・クレジット（J-VER）制度
対象プロジェクト	温室効果ガス（6ガス） ➢ 排出削減	温室効果ガス（6ガス） ➢ 排出削減 ➢ 森林吸収
審査機関の登録要件等	審査及び実績確認は、国内クレジット認証委員会によって登録された審査機関及び審査員が実施。 審査機関及び審査員は、認証委員会がISO14064-3や国際保証業務基準等を参考に策定したガイドラインに基づき審査・実績確認を実施。	妥当性確認及び検証は、原則として、ISO14065の認定を受けた又は認定申請を行っている機関が実施。 妥当性確認及び検証を実施する機関は、制度管理者がISO14064-2及びISO14064-3等に準拠した形で策定したガイドラインに従って妥当性確認及び検証を実施。
当初想定した活用方法	➢ 自主行動計画の目標達成 ➢ 試行排出量取引スキームの目標達成	➢ カーボン・オフセット
上記に加え、その後実際に使われている活用方法	➢ 温対法の調整後排出量報告 ➢ 省エネ法の共同省エネルギー事業報告 ➢ カーボン・オフセット	➢ 温対法の調整後排出量報告
事業件数・クレジット認証量	➢ 承認事業計画数：1,466件 ➢ クレジット認証量（件数）：150.4万トン（2,432件）　※平成25年7月9日時点	➢ プロジェクト登録件数：251件 ➢ クレジット認証量（件数）：52.2万トン（301件）　※平成25年7月25日時点

３．Ｊ－クレジット制度の概要

J-クレジット制度の概要

- 本年度より、国内のクレジット制度を一本化。国内クレジット制度、J－VER制度が併存しているわかりにくい状況を解消し、制度のさらなる活性化を図ることで、国内における排出削減対策、吸収源対策を引き続き積極的に推進する。

2012年度まで

国内クレジット制度（経産省、環境省、農水省）

「自主行動計画」参加企業等

資金

排出削減量に相当するクレジット

国内クレジット認証委員会

クレジットの認証

中小企業　農業　家庭　等

ヒートポンプ

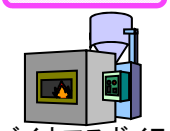
バイオマスボイラー

太陽光発電

＋

J－VER制度（環境省）

温室効果ガス排出企業等

資金

排出削減量に相当するクレジット

J-VER認証委員会

クレジットの認証

自治体　林業　等

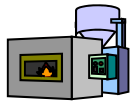
木質ペレット導入

間伐・植林

2013年度から

J-クレジット制度

プロジェクト登録申請
認証申請

国（経産省、環境省、農水省）

プロジェクト実施者

クレジットの認証

審議

運営委員会　認証委員会

クレジット

資金

クレジット活用者

- 低炭素社会実行計画への活用
- 温対法排出量報告への活用
- 省エネ法共同省エネ事業報告への活用
- カーボン・オフセット、ＣＳＲへの活用

Jークレジット制度の対象となるプロジェクトについて

プロジェクト

- 温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガス吸収量の増大をもたらす活動のこと。

登録要件

① 日本国内で実施されること。
② 2013年4月1日以降に開始されたものであること。
③ 追加性を有すること。
※原則として、設備の投資回収年数が3年以上かどうかで追加性の有無を判断。
④ 方法論に基づいて実施されること。
⑤ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。

Jークレジット制度参加者のメリット

プロジェクト実施者

① 温室効果ガス排出削減、省エネルギー対策の実施

② ランニングコストの低減効果＋クレジット売却益

③ 森林吸収対策や、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガス削減の取組も可能。

④ PR効果（地球温暖化対策への積極的な取組）

クレジット活用者

① 低炭素社会実行計画の目標達成

② カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等

③ 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告

④ 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告

省エネ設備等サプライヤー(※)

○ 顧客サービスにおける付加価値の提供

※省エネ設備等のサプライヤー：省エネ設備等のメーカー、同販売代理店、エンジニアリング会社、エネルギー供給事業者、ESCO事業者、リース会社、銀行　等

方法論

- プロジェクトの登録を受けるに当たって、そのプロジェクトの要件とCO2削減量の算定の方法が方法論として運営委員会の承認を受けている必要がある。
- Ｊ－クレジット制度においては、過去、国内クレジット制度及びＪ－VER制度の下で順次認められてきた方法論から56の方法論を承継し、必要に応じ今後も新たな方法論を追加する方針。

方法論の分類

- ◆ エネルギー分野
- ◆ 工業プロセス分野
- ◆ 農業分野
- ◆ 廃棄物分野
- ◆ 森林分野

＜代表的な方法論＞

・高効率なボイラーの導入
・一般家庭へ太陽光発電の導入
・オフィス等へのLED照明の導入

Jークレジット制度における手続の流れ

- クレジットの発行までには、プロジェクトの登録とモニタリング（削減量や吸収量を算定するための計測等）の2つのステップがある。

1. プロジェクトの登録

1-1 プロジェクト計画書の作成　※作成支援あり

「どんなCO2排出削減/吸収事業（省エネ設備の導入、森林管理等）を実施するか」を記載したプロジェクト計画書を作成

注）「方法論」がない場合は、新しく方法論を策定する必要がある。

1-2 登録審査機関によるプロジェクト計画書の審査　※審査費用支援あり

プロジェクト計画書がJ-クレジット制度の方法論に適合しているか事前確認。

1-3 プロジェクト計画登録申請

認証委員会に諮り、プロジェクトを登録。

2. モニタリング

2-1 モニタリング報告書の作成　※作成支援あり

国に登録されたプロジェクト計画書に基づき、排出削減量/吸収量を算定するための計測や実績を記録した「モニタリング報告書」を作成。

2-2 登録審査機関によるモニタリング報告書の検証　※審査費用支援あり

モニタリング方法等がJ-クレジット制度の方法論に適合しているか事前確認。

2-3 クレジット認証申請

認証委員会に諮り、認証を受ける。

国によるクレジットの発行